

大企業の中小企業支配打破と下請2法の活用

相田 利雄

1. 下請代金法とその運用

日本においては、多くの産業で親企業と下請企業の関係が存在する。それは日本を代表する自動車、電機・電子、精密機械、産業機械といった産業・企業の製品が世界各地に輸出され、その国際競争力を誇っている1つの要因である。しかし、その関係が同時に支配・従属関係であり、不公正な取引関係であることも事実である。こうした親企業と下請企業の取引関係を民間の当事者企業間の協議によって是正することには大きな限界がある。こうして下請業者の要求を受け入れて両者の取引関係を規制する法律として、下請代金支払遅延等防止法（「下請代金法」、1956年制定）と下請中小企業振興法（「下請振興法」、1970年制定）の、いわゆる「下請2法」がある。

ここでは、この法律とその運用に関わる労働組合の取りくみについて見てみる。

（注）下請2法に関して、詳しくは拙稿（2007年）「下請中小企業政策」相田・小川・毒島・川名『増補・現代の中小企業』創風社を参照。

下請代金支払遅延等防止法は、単に下請代金支払遅延にとどまらず、親企業の義務と禁止行為には、以下のような諸項目が含まれている。①親企業の義務として、注文書の交付、書類作成・保存、下請代金の支払期日の明示、遅延利息支払、②禁止行為として、受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、返品、買ったたき、物の購入強制・役務の利用強制、報復処置（下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをしてはいけない）、有償支給原材料等の対

価の早期決済、割引困難な手形の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当なやり直し等。

下請代金法は、親企業から見て優越的地位の乱用の可能性の高い取引につき、親事業者に書面交付をはじめとした様々な義務を課すことで、親・下事業者間の不公正取引の是正をしようとする法律である。この法律を活用しようとしてきたのは、主として直接の取引の当事者である下請中小零細企業の経営者であった。しかし、全労連や同加盟組織のJMIUや建交労などいくつかの産業別単産も、自らの労働条件の改善にとって親企業と下請企業の取引関係を是正することが不可欠であるという立場から、この法律の改正・有効な運用を求めて運動を展開してきた。

法律上課せられている義務に違反しているか否かの把握は、公正取引委員会（公取委）や中小企業庁（中企庁）が、親事業者及び下請事業者に対する書面調査や立入検査等によって対処している。また、法の制定・改正とその運用に関する中小企業団体（商工会議所や中小企業家同友会、全商連など）や労働界（連合と全労連など）の要求や運動が絶えず取りくまれてきた。

全労連等はこの法の改正に関する国会審議にあたり、2003年5月28日に公取委と中企庁などに次のような要請を提出した。

1. 下請代金支払遅延等防止法の罰則規定を強化すること。とくに、PL法、食品安全法、道運法・道交法、最賃法など他の関係法規を犯すことを前提とした悪質な下請取引については刑罰の導入とともに巨額の罰金を課すこと。
2. 「役務の委託取引」における不当な入札や指値の強要には、発注元（民間も官公庁も）の責任が問える制度に下請法を改正すること。とくに「前年比〇%減」などと大幅な引き下げを前提とした契約については、現場労

働者に雇用の不安定化、賃金引き下げ、長時間過密労働など労働条件の切り下げを押し付けており、「労働条件の改善に資する」ことを基準として規制すること。

3. 違法・悪質な下請取引を告発したことを理由とした「取引停止」などの報復措置については、親事業者を厳罰に処すとともに、下請業者の損失分を補てんする制度を確立すること。
4. (付帯決議として) 下請法の適用範囲拡大にともない、TVなどを活用した大規模な周知徹底に務めること。また、公正取引委員会と中小企業庁職員の大幅な増員や、47都道府県と政令都市に「下請代金検査官」を配置するよう、立法府として特段の配慮を行うこと。

2. 2003年改正下請2法の骨子

第156国会（2003年）で、下請代金支払遅延等防止法と下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（改正下請2法）が成立した。下請代金法の主な改正内容は、以下のようである。

第1に、適用範囲の拡大である。これまで製造業と修理業のみが適用範囲であったが、①情報成果物作成委託（ソフトウェア開発、放送番組製作、広告製作、各種検査、設計業務など）、②役務提供委託（貨物自動車運送、海上貨物運送、ビルメンテナンスなど）、③金型の製造委託を追加した（かつての業種は例示したものであり、適用されるのはその「行為」である）。

第2に、親事業者がしてはならない禁止項目として、「代金の支払遅延」「買いたたき」などこれまでの9項目に加えて、①自己の指定する役務を強制して利用させること、②下請事業者の給付の内容を変更させ又は受領した後に給付をやり直しさせることなどが追加された。

第3に、親事業者の義務としては「発注書面の交付」「下請代金の支払期日」などがあるが、それに違反した場合の罰金上限が3万円から50万円に引き上げられた。

この時期、並行してすすめられた下請振興法の改正にあたっては、「振興基準」に環境配慮や

グローバル対応などが盛り込まれた。また、全労連などが提出した意見書より、同基準の「国等の他の施策との関連」のなかに「労働基準の確保」が加えられた。

なお、下請振興法の振興基準には、納期について「下請中小企業の時短の妨げとなる週末発注・週初納入及び発注内容の変更等の抑制」や、取引単価については「下請中小企業の適正な利益の確保及び労働条件の改善が可能となるよう、協議して決定する」ことが定められている。

3. 法改正後の動き

以上の改正により、改正以前には製造業で30万社ぐらいが対象であったが、新たに約30万社ほどが規制の対象内に入った。公取委と中企庁は、運用基準やガイドラインを関係の業界団体、企業に対して色々なルートで、中企庁が所管している団体、商工会議所等々含めて、この法改正の具体的な内容を関係者特に親事業者、サービス関係の親事業者にも周知徹底をする努力を払った。また、中企庁・公取委が書面調査とヒアリングをすると、大体的場合は親事業者が法に違反しているとその場でその行為を是正する。その意味で、この法律は、予防措置、下請事業者の保護に効果を発揮している。さらに、新たに追加された役務（サービス業）について、書面調査だけでは違反行為を取り締まることは不可能である。親事業者の場合には、比較的規模が大きい事業者、そしてまた法務部門とかさまざまな管理部門等があり、きちんと応える体制があるが、下請事業者の場合、4人とか5人というふうな、経営者等がなかなか調査票に回答する時間もないからである。

従来は、公取委の指摘に従って是正をすれば、もうそれで公表しなかったが、今回はそういうことにかかわらず、公表すべきものは公表する。しかも対象が、そういう違反行為が続いている場合、初めて勧告ということになるが、是正してしまったらもう勧告ができないというのが従来の規定であるが、今回の改正で、これからは是正されても新たに再発防

特集・経済危機下の中小企業問題

止措置を命ずることができるようになった。

公取委・中企庁は、サービス産業分野における取引についての専門性あるいは能力向上といったものを高める努力をしている。加えて、所管省庁、所管官庁も調査権限があるので、公取委、中企庁、所管官庁、調査の協力体制が重要である。改正時、新たに下請法の適用となる業種を担当する省庁に関して、増員など、それをしっかりと執行する体制が整っていなかった。公取委と中企庁における下請検査官の大幅な増員が必要であるが、他の省庁でも下請検査官をしっかりと確保することが重要である。

なお、全労連が取り組んだこの法律に対する運動の中で出された特徴的な意見をいくつか紹介しておく。

①下請事業者の資本金規模は「3億円以下」だが、それ以上の下請企業が存在しており、実質的な下請関係で認定すべきである。

②法違反の申告は「下請事業者」に限定せず、労働組合からの指摘、匿名の電話での告発も調査の対象とするべきである。

また、全労連加盟単産は次のような要請を行っている。

民放労連では、①契約料金の引下げなどが後を絶たない。下請法による「濫用の規制」を望む。②「取引条件の書面化」がなく口約束などが多く、不公正取引の温床になっている。改善のために「違反行為の公表」「書面不交付等に対する罰金額の引上げ」を要望した。

建交労は、①1990年の規制緩和で認可運賃がなくなり、今、20年前の運賃すら取れない。そのことが過積載、スピード違反となり、重大事故に直結している。②規制緩和によって、運賃の事後届出、営業区域の廃止、台数規制（20台が5台に）などで参入自由となり、4万社が5万5000社に増えた。社会・労働保険などに加入せず、低運賃の悪循環になっている。事態改善のために道路運送法では「大臣が運賃の改善を命令できる」ことになっているが、実現していな

い。③公取委と交渉すると、「悪質な事態は告発してくれ」と言うが、これをやると明日から仕事なくなる。現実に告発したら取引停止になった下請業者もいる。告発権の保障が必要だ。

下請法では、親事業者が下請法第4条に違反する行為を行った場合、公取委が原状回復措置を勧告することになっている。公取委及び中企庁は、それぞれ毎年1000件を超える事案について勧告、警告などの行政指導を行っている。この中には、違反行為を繰り返す親事業者も少なからず存在する。つまり、行政の指導を行っているが、それはが十分な効果を上げていない。

また、検査官のスキルアップが不可欠である。今後は製造業だけでなく、非常に対象が広がる、調査件数も増大する。公取委・中企庁は、「検査官の調査能力向上のために、研修を行ったり、外部から専門的な人材を登用する。関係省庁からの出向を仰ぐとか、今いる公取委の職員は検査マニュアルをつくってきちんと研修をする」としているが、それがこの法の運用にどの程度実際の効果をもたらしているのかが検証される必要がある。

4. 改正下請法の周知・活用

下請代金法が改正され、先に紹介したように適用範囲が「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」に広がり、「運輸業」は独占禁止法の特殊指定となった。これらの職場に働く労働者を組織する産業別労組の多くは、全労連や春闘共闘に結集している。

改正下請代金法が施行された2004年4月を前後して、全労連・春闘共闘と中小企業関係単産では、その積極的な活用をめざして様々な取り組みを展開した。それは、①改正下請2法周知ビラの作成・配布と説明会の開催、②中小企業・業者アンケートの取り組み、③業界・業者団体、政府機関との懇談・要請などである。

とりわけ、「改正下請2法周知ビラ」は公取委・中企庁が発行するのに先んじて作成・配布し、中小企業団体・業者からかつてない好評を得た。これを活用し施行前後には、公取委・中企庁の担当

者を招いての説明会・学習会が関係単産・地方組織でも開催された。また、「中小企業・業者アンケート」を取り組み、全国17地域196企業・業者の実態・要望が明らかになった。調査結果のなかで下請関係については、単価の切り下げ要請が59%の企業にあり、切り下げ幅は5～10%であった。さらに、東京商工会議所、中小企業家同友会、日本経団連、中小企業団体中央会など各種の経営者団体と懇談してその普及に努めてきた。

この取り組みのなかで威力を発揮したアンケート・実態調査はその後、建交労トラック部会の「取引動向アンケート調査」をはじめ、全労連全国一般、全印総連東京、出版労連・出版ネッツなどに引き継がれ、政府交渉のたびに注目されている。

2000年代前半から国際的な需要拡大等によって、鉄、アルミニウム、ステンレスなどの素材・鋼材と、ガソリン、軽油などの原油が異常に値上がりした。下請製造業や運輸業ではこの値上がり分の価格転嫁が認められず、「赤字決算」が続出した。このため全労連は、JMIU、建交労や業者団体の全商連と協力して実態調査（価格調査と不正取引、低賃金など）を行い、中企庁や公取委などに要請を繰り返した。この結果、公取委は「原油・原材料高騰による価格転嫁を認めないのは『買ったたき』に該当する」との見解を示し、関係業者団体へ「原油・原材料の価格上昇に伴う下請業者への配慮について」（2007年8月）の通達を発し、下請法パンフやテキストを改定、違反業者への指導・監督を強化した。国土交通省は「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（2008年3月。トラック運送業向け）を発して業界を指導した。

このような運動は、たとえば、民主党「マニフェスト」に「中小企業いじめ防止法の制定」などの公約として反映されるようになった。

5. リーマン・ショック後の取り組み

2008年夏、アメリカ発の金融危機（リーマン・ショック）が日本経済を直撃し、あらゆる産業で仕事がなくなり、倒産・廃業、失業・貧困化が

すすんだ。2009年11月には全労連・春闘共闘、全商連、新婦人などが共同して「不況打開、雇用・営業・暮らしの改善を！ 11.8国民大集会」（代々木公園。3万5000人）を開催し、翌11月9日には共同の代表団が中企庁、公取委、金融庁、厚生労働省などへの要請を行った。

要請内容は、民主党が「マニフェスト」で掲げた中小企業支援、雇用・労働対策の実現を柱に、①緊急の仕事おこしと雇用創出、②貸し渋り・貸し剥がしの是正、中小企業金融の円滑化、③下請け取引の適正化と「下請いじめ防止法」制定、官公需の入札方法の改善などである。ここでは、「緊急雇用対策」と「年末資金繰り」で前進的な回答が得られ、深刻な実態の告発は担当官の認識を新たにさせた。新政権に対する要請・交渉・懇談は、2010年春闘でも繰り返されている。

こうした動きの最中、JMIUの職場で時計部品を製作する安曇精工（長野県安曇野市。従業員47人）が、親会社セイコーエプソンから取引停止（仕事は社内化）の通告を受けた。同社はセイコーエプソンの仕事が売上げの約9割を占めており倒産の危機に直面した。JMIU中央本部は、「一方的に取引停止を通告することは下請振興基準に違反する」として、中企庁と公取委に申告し、国会対策もすすめた。その結果、4月22日に吉井英勝衆議院議員（共産）の協力で長谷川中小企業庁長官を国会に招き、労組、議員双方から取引の継続を要請した。長官は支部長らを励ましつつ調査と善処を約束した。また、安曇野市長からセイコーエプソンへ取引継続を要請し、市議会でも同旨の決議を採択することも行われている。

以上のように、全労連加盟の諸労働組合は、下請2法とその運用が労働組合や組合員の労働諸条件の向上にとって重要であるととらえ、それらの運動の中にしっかりと位置付けを行なっている。今後もこの取り組みを強めていくことが求められている。

（あいだ としお・会員・法政大学教授）